

障害者基本計画(第4次) 骨格案

平成 29 年 5 月 29 日

はじめに

(我が国におけるこれまでの主な取組)

- ・我が国におけるこれまでの主な取組（基本法、基本計画等）

(障害者政策委員会における検討)

- ・障害者政策委員会における議論の経過
- ・障害者政策委員会の意見取りまとめ、政府への提出

(障害者基本計画(第4次)の策定)

- ・(障害者政策委員会の意見を受けた)政府における案文の検討
- ・パブリックコメントの実施
- ・障害者基本計画(第4次)の策定

(障害者基本計画(第4次)を通じて実現を目指すべき社会)

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会の実現を目指す。
- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、成熟社会における我が国の先進的な取組を世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会の実現を目指す。
- ・障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会の実現を目指す。
- ・(各委員から提示された意見や課題、障害者政策委員会の議論等を踏まえ、今後加筆予定)

I 障害者基本計画(第4次)について**1. 位置付け**

- ・障害者基本法第 11 条第 1 項が根拠
- ・政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画

2. 対象期間

- ・平成 30(2018)～34(2022)年度の 5 年間

3. 構成

- ・全体の構成、各章の概要

4. 障害者権利条約との関係

(1) 障害者権利条約の概要

- ・条約の経緯
- ・条約の概要
- ・条約に係る我が国のこれまでの取組

(2) 障害者権利条約の基本的な考え方

- ・条約の基本的な考え方（目的、社会モデル、一般原則等）
- ・条約の基本的な考え方を踏まえ障害者施策を講じることが重要。

(3) 障害者権利条約と障害者基本計画(第4次)との関係

- ・条約批准後初の基本計画であり、条約との整合性確保に重点。
- ・障害者基本計画(第4次)の各分野と、条約の条項の対応関係を明確化。
- ・障害者基本計画(第4次)は、条約の国内実施の強化に資するものであり障害者政策委員会による条約の国内監視機能の強化につながる。
- ・今後、障害者権利委員会による条約の実施状況の対日審査(国外監視)と障害者基本計画(第4次)のPDCAサイクル(国内監視)を適切に連携させていく。

Ⅱ 基本的な考え方

1. 基本理念

- ・障害者権利条約の理念
- ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の理念
- ・障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める。

2. 基本原則

- ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第3～5条の基本原則にのっとり、障害者施策を総合的かつ計画的に実施する。

(地域社会における共生等)

- ・障害者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の理念
- ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第3条の趣旨

(差別の禁止)

- ・障害者権利条約第5条（平等及び無差別）の理念
- ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第4条の趣旨

- ・第4条を具体化した障害者差別解消法については、その施行状況を踏まえ、見直しについて必要な検討を行っていく。

(国際的協調)

- ・障害者権利条約第32条(国際協力)の理念
- ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第5条の趣旨
- ・障害者権利条約の批准を受け、今後は国際的枠組みとの連携の推進を図っていく。

3. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

- ・障害者に係る施策、制度、事業等の策定・実施等に当たっては、障害者権利条約の理念を尊重するとともに、障害者権利条約との整合性を確保することが求められる。
- ・「Nothing About Us Without Us」を原則とし、「インクルージョン」の考え方の下、障害者を社会参加の主体としてとらえるとともに、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が意思決定過程に参画することとし、障害者の視点を施策に反映させることが求められる。その際、障害者の社会参加は、障害者の自立にもつながることに留意する。
- ・意思決定過程における障害者の参画を促進するため、審議会等で障害者の委員を選任するよう配慮する。また、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者の適切な意思決定・意思表示のため、意思決定の支援と言語(手話を含む)その他の意思疎通手段の選択機会の提供を促進する。

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

- ・障害者権利条約における「社会モデル」の考え方
- ・社会モデルの考え方に照らして、障害者差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、障害者のアクセシビリティ向上の環境整備を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく。
- ・社会のあらゆる場面でICTが浸透しつつある。こうした新技術を用いた機器やサービスは、新たな社会的障壁となる可能性がある一方で、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴もあり、社会的障壁の除去の観点から、アクセシビリティに配慮したICT等の新技術の利活用について検討を行い、可能なものについては積極的導入を推進する。
- ・特に、社会のあらゆる場面において障害者差別の解消に向けた取組が行われる必要があり、障害者差別解消法等に基づき、様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者、国民一般等の幅広い理解の下、取組を積極的に推進する。
- ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報啓発活動に努め、企業・市民団体等の取組を積極的

に支援する。

- ・審議会等の開催やパブリックコメントの実施に当たり、障害特性に配慮した適切な情報保障を実施するなど、アクセシビリティを向上させる。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

- ・障害者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、各分野の有機的連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。
- ・当該支援は、障害者が日常生活・社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があり、かつ、障害者の自立・社会参加の支援の観点から行われる必要。
- ・複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、必要な連携を通じて総合的かつ横断的に対応していく必要。

(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

- ・障害者一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定・実施する。
- ・外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮する必要。また、状態が変動する障害は程度が分かりにくく、多様化しがちな点に留意が必要。
- ・発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害等の社会全体に対する理解の促進、施策の更なる充実が必要。

(5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

- ・障害者権利条約第6条（障害のある女子）、第7条（障害のある児童）等の趣旨を踏まえ、障害者施策は、複合的な困難に直面する障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて策定・実施する。
- ・障害のある女性は複合的に困難な状況に置かれる場合があり、こうした点も念頭に置いて障害者施策を策定・実施することが重要。
- ・障害のある子供は成人の障害者とは異なる支援を行う必要。
- ・障害のある高齢者に係る施策については、障害者権利条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要。

(6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

- ・障害者権利条約第31条（統計及び資料の収集）、第33条（国内における実施及び監視）等の趣旨を踏まえ、「Evidence-Based Policy Making」の実現に向け必要なデータ収集及び統計の充実を図るとともに、PDCAサイクルを構築し、着実に実行する。また、PDCAサイクル等を通じて施策の不断の見直しを行っていく。

①企画(Plan)

- ・「Evidence-Based Policy Making」の実現の観点から、障害当事者の実態把握を適切に行うため、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意しつつ必要なデータ収集や統計の充実を行うことが求められており、各府省は、適切な情報・データの収集・評価の在り方等を検討するとともに、具体的な達成目標の設定に努める。

②実施(Do)

- ・各府省は、取組の計画的な実施と、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析を行う。また、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意し、情報・データの充実を図る。
- ・高齢者施策、医療関係施策、子ども子育て関係施策、男女共同参画施策等、他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図る。

③評価(Check)

- ・取組の実施状況を継続的にモニタリングしていくことが重要であり、各府省は、その実施状況及び効果の把握・評価を行う。また、施策の実施に当たり課題や支障が生じている場合は、その円滑な解消に資するよう、具体的な要因について必要な分析を行う。
- ・障害者政策委員会は、政府全体の見地から本基本計画の実施状況の評価・監視を行う。

④見直し(Act)

- ・各府省は、取組の実施状況や効果に係る評価結果を踏まえ、取組の見直しを行う。必要がある場合は、所要の法制的な整備を含め検討を行う。
- ・障害者政策委員会は、本基本計画の実施状況の評価・監視の結果を踏まえ、必要に応じ勧告を行う。その結果によっては、必要に応じ、基本計画を柔軟に見直すこととする。また、障害者政策委員会の円滑かつ適切な運営のため、事務局機能の充実を図る。
- ・調査により得られた知見については、基本計画の推進状況の評価及び評価を踏まえた取組の見直しへの活用に努める。

4. 施策の円滑な推進

(1) 連携・協力の確保

- ・政府の障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を担保するため、各府省相互間の緊密な連携・協力を図る。
- ・障害者の地域移行を推進する観点から、障害者が、必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう、適切な役割分担の下、地方公共団体との連携・協力体制の一層の強化を図る。また、地方公共団体において優良かつ先進的な取組やモデルを実施している場合は、その知見も活かして施策を展開する

ことが重要。

- ・障害者団体、専門職による職能団体、企業、経済団体等の協力を得るよう努めるとともに、基本計画の推進に当たり、これらの団体等との情報共有等の一層の促進を図る必要。
- ・国際機関、諸外国政府等との連携に努めるとともに、関係行政機関相互の緊密な連携の下、障害者権利条約の国内実施に十分留意しつつ、持続可能な開発目標（SDGs）の実施を総合的かつ効果的に推進する。
- ・障害者政策委員会において、必要がある場合は、他の審議会等との情報共有について検討を行う。

（２）理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

①重点的に理解促進等を図る事項

- ・「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある者と障害のない者が、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、国民の理解促進に努める。
- ・共生社会の理念や障害者権利条約の「社会モデル」について必要な広報啓発を推進する。
- ・2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて実現を目指す共生社会の姿について広く発信を行い、パラリンピックに向けた国民の機運を醸成するとともに、障害者施策の意義について更なる理解の促進を図る。
- ・「心のバリアフリー」を推進する。
- ・知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害など、より一層の国民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図る。
- ・視覚障害者誘導用ブロック、身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等について周知を図る。
- ・関係する事業者等の協力の下、障害者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等の情報提供、普及、理解促進を図る。
- ・ボランティアに対する理解促進、活動支援に努めるとともに、企業等の社会貢献活動への理解・協力を促進する。

②理解促進等に当たり配慮する事項

- ・障害当事者以外に対する訴求も重要であることに留意しつつ、障害者や障害者団体等を始めとする多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。その際、効果的な情報提供や、国民の意見の反映に努める。
- ・地域社会における障害者への理解を促進する。また、多様な主体による取組を促進するため、必要な活動環境の整備を図る。
- ・国内外の取組等に関する調査研究や先進的な事例の紹介等に努める。その際、障

害に係る訳語の統一を図ることが分かりやすさや比較の便宜に資することに留意する。

- ・障害者週間における各種行事を中心に、幅広い層の参加による啓発活動を推進する。
- ・幼児・児童・生徒間の相互理解を深めるための活動を一層促進するとともに、障害者に対する理解と認識を深めるための指導を推進する。

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 安全・安心な生活環境の整備【関連：障害者権利条約第9, 19, 20, 28条】

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【関連：障害者権利条約第9, 21, 24条】

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

3. 防災、防犯等の推進【関連：障害者権利条約第9, 11条】

- (1) 防災対策の推進
- (2) 復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【関連：障害者権利条約第10, 12, 14, 16条】

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【関連：障害者権利条約第12, 19, 20, 23, 26, 28条】

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子供に対する支援の充実

- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進【関連：障害者権利条約第 12, 14, 19, 25, 26 条】

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

7. 行政等における配慮の充実【関連：障害者権利条約第 13, 14, 29 条】

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

8. 雇用・就業、経済的自立の支援【関連：障害者権利条約第 19, 24, 26, 27, 28 条】

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の底上げ

9. 教育の振興【関連：障害者権利条約第 24, 30 条】

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興【関連：障害者権利条約第 30 条】

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際協力の推進【関連：障害者権利条約第 31, 32 条】

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進

(3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等

(4) 障害者の国際交流等の推進

おわりに ～障害者権利条約が目指す社会の実現に向けた今後の長期的課題～

- ・社会環境の変化と未来予測を踏まえた具体的な指標の設定が求められる。
その際、SDGsの指標との整合性も考慮する必要。
- ・三権分立に留意しつつ、合理的配慮の提供やそれを的確に行うための環境の整備を含め、立法府及び司法府から必要な協力を得られるよう努めることが求められる。
- ・必要に応じ、国際比較を通じて得られた知見に基づく施策の検討が求められる。その際、訳語の統一を図ることが分かりやすさや比較の便宜に資することに留意する必要がある。
- ・(各委員から提示された意見や課題、障害者政策委員会の議論等を踏まえ、今後加筆予定)

(別表) 障害者基本計画関連成果目標

障害者基本計画(第4次) 本文案(総論部分)

平成 29 年 5 月 29 日

はじめに

(我が国におけるこれまでの主な取組)

我が国における障害者施策に関する基本法としての位置付けを有する法律を遡ると、昭和 45(1970)年に制定された心身障害者対策基本法(昭和 45 年法律第 84 号)に端を発することとなる。同法は、心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的として、心身障害者の福祉に関する施策の基本となる事項等を定めており、心身障害があるため長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者を「心身障害者」と位置付けていた。

平成 5(1993)年、同法は障害者基本法に改正され、従来の心身障害者に加え、精神障害により長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者についても、新たに「障害者」と位置付けられることとなった。さらに、法の目的も、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進に改められた。

その後、平成 16(2004)年の改正では、障害者差別等をしてはならない旨が基本的理念として新たに規定されるとともに、中央障害者施策推進協議会が創設された。さらに、平成 23(2011)年の改正では、平成 19(2007)年に我が国が署名した障害者権利条約(障害者の権利に関する条約をいう。以下同じ。)の批准に向けた国内法整備の一環として、障害者権利条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられるとともに、国内において障害者基本計画の実施状況を監視し、勧告を行う機関として、障害者政策委員会が新たに設置された。

この障害者基本法に基づき、平成 25(2013)年 9 月には、本基本計画の前身に当たる「障害者基本計画(第 3 次)」(以下「旧基本計画」という。)が閣議決定された。旧基本計画では、各分野に共通する横断的視点として、「障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」、「当事者本位の総合的な支援」、「障害特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」及び「総合的かつ計画的な取組の推進」の 5 点が掲げられるとともに、10 の施策分野ごとに基本的考え方や具体的な取組が示されており、本基本計画の策定に至るまでの間、障害者政策委員会における実施状況の監視を経ながら、それぞれの施策分野で着実に取組が進められてきた。

(障害者政策委員会における検討)

※障害者政策委員会における今後の審議状況を踏まえて記載

(本基本計画の策定)

※本基本計画の策定に向けた今後の作業状況を踏まえて記載

(本基本計画を通じて実現を目指すべき社会)

障害者基本法第 1 条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相

互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定している。

本基本計画は、同法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されている。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をいう。以下同じ。）において、成熟社会における我が国の先進的な取組を世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会
- ・障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会

本基本計画に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、こうした目指すべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向けた観点から不断に取組を進めていくことが重要である。

I 障害者基本計画(第4次)について

1. 位置付け

本基本計画は、障害者基本法第11条第1項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。

2. 対象期間

本基本計画は、平成30（2018）年度から34（2022）年度までの5年間を対象とする。

3. 構成

本基本計画は、この「I 障害者基本計画(第4次)について」、「II 基本的な考え方」及び「III 各分野における障害者施策の基本的な方向」で構成される。

「II 基本的な考え方」では、本基本計画全体の基本理念及び基本原則を示すとともに、各分野に共通する横断的視点や、施策の円滑な推進に向けた考え方を示している。

「III 分野別施策の基本的方向」では、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を11の分野に整理し、それぞれの分野について、本基本計画の対象期間に政府が講ずる施策の基本的な方向を示している。

4. 障害者権利条約との関係

(1) 障害者権利条約の概要

① 障害者権利条約の経緯

平成 18(2006)年 6 月に障害者権利条約が採択される前から、国連総会では、障害者の人権を促進及び保護すべく、障害者の権利に関する宣言を採択するなど、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、こうした取組にもかかわらず、依然として障害者が人権侵害に直面する状況が指摘されてきたところであり、こうした事態を改善すべく、国際社会において法的拘束力を有する新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになった。

このため、平成 13(2001)年 12 月、第 56 回国連総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討するためのアドホック委員会が設置された。

その後、平成 14(2002)年から計 8 回にわたり開催されたアドホック委員会を経て、平成 18(2006)年 12 月 13 日、障害者権利条約が国連総会で採択され、平成 20(2008)年 5 月 3 日、効力発生の要件が整い発効した。

②障害者権利条約の主な内容

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めており、障害者に関する初の国際条約に当たる。その主な内容は次のとおりである。

- ・一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）
- ・一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）
- ・障害者の権利実現のための措置（身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定）
- ・条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置、障害者権利委員会における各締約国からの報告の検討）

③障害者権利条約に係る我が国のこれまでの取組

我が国は、障害者権利条約が国連総会で採択された翌年に当たる平成 19(2007)年 9 月 28 日に障害者権利条約に署名した。一方、障害者権利条約の批准については、国内の障害当事者等から、批准に先立ち国内法の整備等を進めるべきとの意見が寄せられた。

我が国は、これらの意見も踏まえ、障害者基本法の改正（平成 23(2011)年 8 月）、障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法に改称、平成 24(2012)年 6 月）、障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正（平成 25(2013)年 6 月）など、様々な国内法の整備を進めてきた。

こうした国内法整備を経て、平成 25(2013)年 10 月から、国会で障害者権利条約の締結に向けた審議が開始され、同年 11 月 19 日に衆議院本会議において、12 月 4 日に参議院本会議において、それぞれ全会一致で締結が承認された。

その後、我が国は、平成26(2014)年1月20日に障害者権利条約の批准書を国連事務総長に寄託し、同年2月19日、障害者権利条約が我が国について効力を生じた。

障害者権利条約は、締約国に対し「条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」の定期的な提出を求めており、我が国は、障害者権利条約が我が国について効力を生じてから平成28(2016)年2月までの期間を対象とした政府報告を取りまとめ、同年6月30日に、国連事務総長を通じて障害者権利委員会に提出した。

政府報告には、我が国において障害者権利条約第33条に規定する「条約の実施を監視するための枠組み」の機能を担う障害者政策委員会のコメントを反映させるとともに、付属文書として、政府報告の提出を視野に入れて障害者政策委員会が実施した旧基本計画の実施状況の監視の結果を取りまとめた文書（「議論の整理」）を添付している。また、政府報告の作成に当たっては、障害者政策委員会以外の関係者からの意見も広く求めるべく、案文に対する意見募集（パブリックコメント）を実施している。

（2）障害者権利条約の基本的な考え方

①「障害」のとらえ方

従来の「障害」のとらえ方は、心身の機能の障害のみに起因するとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものであった。一方、障害者権利条約では、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれている。

②平等・無差別及び合理的配慮

障害者権利条約は、第1条において「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的と定めている。

また、第2条では、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義し、第5条で、締約国に対し、障害に基づくあらゆる差別を禁止することや、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることを求めている。

さらに、第4条では、締約国に対し、障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者と緊密に協議し、障害者を積極的に関与させることを求めている。

③実施に関する仕組み

障害者権利条約は、第33条において、自国の法律上・行政上の制度に従って「条約の実施を監視するための枠組み」を自国内に設置することを締約国に求めている。我が国では、障害者、障害者の自立・社会参加に関する事業の従事者及び学識経験者から構成される障害者政策委員会が設置されており、障害者基本計画の実施状況の監視を通じて障害者権利条約の実施状況を監視している。この「条約の実施を監視するための枠組み」は、これまでの人権条約には見られない新たな規定である。

また、第35条において、締約国に対し、「条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」を、国連事務総長を経由して障害者権利委員会に提出することを求めている。この報告の作成に当たっては、公開された透明性のある過程を踏むことを検討するとともに、障害者の関与について十分な考慮を払うことが求められている。

障害者権利委員会は、締約国から選ばれた18名の専門家から構成され、締約国による報告を検討し、提案や勧告を行うことが定められている。この仕組みにより、締約国は条約の実施について国際的に審査されることになる。

(3) 障害者権利条約と障害者基本計画(第4次)との関係

本基本計画は、我が国が障害者権利条約を批准した後に初めて策定される障害者基本計画であり、障害者権利条約との整合性の確保が強く求められている。このため、本基本計画では、障害者権利条約の理念を随所に反映するとともに、「Ⅲ 分野別施策の基本的方向」で掲げる各分野と、障害者権利条約の各条項の対応関係を明示している。これにより、本基本計画の実施状況と、障害者権利条約の国内実施の状況との対応関係が明らかとなり、本基本計画の実施状況の監視を通じた障害者政策委員会による障害者権利条約の実施状況の監視の円滑化に資することが期待される。

また、我が国は、障害者権利条約の実施状況について、今後、障害者権利委員会による審査を受けることとなるが、当該審査で受けた勧告、意見等について、本基本計画に掲げる施策のPDCA（企画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)及び見直し(Act)をいう。以下同じ。）に活かしていくなど、本基本計画と障害者権利条約に係る取組の適切な連携に努めていく。

Ⅱ 基本的な考え方

1. 基本理念

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

こうした障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。

2. 基本原則

障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえた上で、政府は、障害者権利条約の理念に即して改正された次に掲げる障害者基本法の各基本原則にのっとり、当該理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する。

(地域社会における共生等)

障害者権利条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としており、本基本計画に関しても、全ての障害者が、障害者でない者と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図ることを旨として障害者施策を実施するものとする。

- ・社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- ・地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保
- ・言語（手話を含む。以下同じ。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保
- ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大

(差別の禁止)

障害者権利条約第5条において、障害に基づくあらゆる差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることが求められていること、また、障害者基本法第4条及び障害者差別解消法においてその趣旨が具体化されていることに鑑みれば、障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供される必要がある。

我が国においては、障害者差別解消法が制定され、既に施行されるなど、法制的な整備は講じられているところであるが、今後、障害者差別解消法の実効性の確保のため、その施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(国際的協調)

障害者権利条約第32条において、国際協力及びその促進の重要性について規定されていること、また、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑みれば、国際的な協調の下で共生社会の実現が図られる必要がある。

我が国においては、障害者権利条約を批准するとともに、政府報告を障害者権利委員会に提出するなど、これまでも国際的な枠組みとの連携を深めてきたところであるが、今後、こうした連携をより一層推進し、国際的協調の理念を体現していくことが求められ

る。

3. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

障害者に係る施策、制度、事業等を策定し、及び実施するに当たっては、障害者権利条約の理念を尊重するとともに、障害者権利条約との整合性を確保することが重要である。

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」(Nothing About Us Without Us)の考え方の下、「インクルージョン」を推進する観点から、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえるとともに、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が意思決定過程に参画することとし、障害者の視点を施策に反映させることが求められる。その際、障害者の社会参加は、障害者の自立にもつながることに留意する。

また、障害者の政策決定過程への参画を促進する観点から、国の審議会等の委員(臨時委員、特別委員及び専門委員を含む。)の選任に当たっては、障害者の委員の選任に配慮する。特に、障害者施策を審議する国の審議会等については、障害種別等にも配慮して障害者の委員への選任を行うものとする。その際、障害者である委員に対する障害特性に応じた適切な情報保障等を確保する。

あわせて、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進する。

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障害者権利条約が採用している、いわゆる「社会モデル」の考え方に即して改正された障害者基本法第2条においても、障害者を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障害者が経験する困難や制限が障害者個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点が示されている。

こうした視点に照らして、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要がある。そのためには、障害者のアクセシビリティ向上の環境整備を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく。

また、社会のあらゆる場面でICT(情報通信技術)が浸透しつつある。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、新たな社会的障壁となる可能性がある一方で、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴もあり、社会的障壁の除去の観点から、アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進する。

また、障害を理由とする差別は、障害者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取組が行われる必要がある。このため、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、地方公共団体や障害者団体を始めとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や国民一般の幅広い理解の下、障害者差別の解消に向けた取組を積極的に推進する。

あわせて、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・市民団体等の取組を積極的に支援する。

さらに、審議会等の開催時を含め、障害者施策に関する情報を公開する際や、障害者施策に関連する命令、計画等に関する意見募集（パブリックコメント）を行う際には、障害特性に配慮した適切な情報保障を実施するなど、アクセシビリティの向上を進める。

（３）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。

支援に当たっては、障害者基本法第２条の障害者の定義を踏まえ、障害者施策が、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害者の支援は障害者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意する。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していく必要がある。

（４）障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施する。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要がある。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る必要がある。

（５）障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害者権利条約第６条、第７条等の趣旨を踏まえ、障害のある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障害者施策を策定し、及び実施する必要がある。

障害のある女性は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いて障害者施策を策定し、及

び実施することが重要である。

また、障害のある子供は、成人の障害者とは異なる支援を行う必要性があることに留意する必要がある。

さらに、障害のある高齢者に係る施策については、障害者権利条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要がある。

(6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

障害者権利条約第 31 条、第 33 条等の趣旨を踏まえ、「証拠に基づく政策立案」(Evidence-Based Policy Making) の実現に向け、次に掲げるところにより、必要なデータ収集及び統計の充実を図るとともに、障害者施策のPDCAのサイクルを構築し、着実に実行する。また、当該サイクル等を通じて施策の不断の見直しを行っていく。

①企画(Plan)

「証拠に基づく政策立案」を実現する観点から、障害当事者の実態把握を適切に行うため、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意しつつ必要なデータ収集や統計の充実を行うことが重要である。

このため、各分野における障害者施策の一義的な責任を負うこととなる各府省は、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの適切な収集・評価の在り方等を検討するとともに、本基本計画に掲げる施策に関し、具体的な成果目標を設定するよう努める。

本基本計画の着実な推進を図るために策定する各分野における成果目標は別表のとおりである。なお、これらの成果目標は、それぞれの分野における具体的施策を、他の分野の施策との連携の下、総合的に実施することにより、政府全体で達成を目指す水準であり、地方公共団体や民間団体等の政府以外の機関・団体等が成果目標に係る項目に直接取り組む場合においては、成果目標は、政府がこれらの機関・団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置付けられる。

②実施(Do)

各府省は、障害者やその家族を始めとする関係者の意見を聴きつつ、本基本計画に基づく取組の計画的な実施に努める。また、障害者施策を適切に講ずるため、障害者の実態調査等を通じて、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意しつつ、その充実を図る。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図る。

③評価(Check)

各府省は、障害者施策の推進に係る取組の実施状況の継続的なモニタリングが重要であることを踏まえ、数値等に基づき取組の実施状況及びその効果の把握・評価を行う。また、障害者施策の実施に当たり課題や支障が生じている場合は、その円滑な解消

に資するよう、具体的な要因について必要な分析を行う。

障害者政策委員会は、障害者基本法に基づき、政府全体の見地から本基本計画の実施状況の評価・監視を行う。

④見直し(Act)

各府省は、障害者施策の推進に係る取組の実施状況やその効果に係る評価結果を踏まえ、不断に取組の見直しを行う。その結果を踏まえ、必要があると認められる場合には、所要の法制的な整備を含め検討を行う。

障害者政策委員会においては、障害者基本法に基づき、政府全体の見地から本基本計画の実施状況の評価・監視し、必要に応じて内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に本基本計画の実施に関して勧告を行う。また、障害者政策委員会の円滑かつ適切な運営のため、事務局機能の充実を図る。

社会情勢の変化等により本基本計画の変更の必要性が生じた場合、あるいは本基本計画の推進及び評価を通じて本基本計画の変更の必要性が生じた場合には、計画期間の途中であっても、政府は本基本計画を柔軟に見直すこととする。

また、障害者の実態調査等を通じて得られた知見については、本基本計画の推進状況の評価及び評価を踏まえた取組の見直しへの活用に努める。

4. 施策の円滑な推進

(1) 連携・協力の確保

政府の障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、各府省相互間の緊密な連携・協力を図る。

また、本基本計画は政府の障害者施策の基本的方向を定めるものであるが、障害者の地域移行を推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるようにするなど、実効性ある形で取組を実施していくためには、地方公共団体との連携・協力が必要不可欠である。このため、適切な役割分担の下、地方公共団体との連携・協力体制の一層の強化を図るとともに、地方公共団体において優良かつ先進的な取組やモデルを実施している場合は、その知見も活かしつつ施策を展開する。

さらに、障害者の自立と社会参加に関する取組を社会全体で進めるため、政府における様々な活動の実施に当たっては、障害者団体、専門職による職能団体、企業、経済団体等の協力を得よう努める。特に、障害者の自立及び社会参加の支援に当たり、障害者団体等の自主的な活動は重要な役割を果たしており、本基本計画の推進に当たっては、これらの団体等との情報共有等の一層の促進を図る必要がある。

国際機関、諸外国政府等との連携に努めるとともに、関係行政機関相互の緊密な連携の下、障害者権利条約の国内実施に十分留意しつつ、持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の実施を総合的かつ効果的に推進する。

障害者政策委員会において、必要があると認められる場合は、他の審議会等との情報共有を行うことについて検討を行う。

(2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

①重点的に理解促進等を図る事項

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある者と障害のない者が、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、国民の理解促進に努める。また、本基本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念や、障害者権利条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方について、必要な広報啓発を推進する。

2020年東京オリンピック・パラリンピックを通じて実現を目指す共生社会の姿について広く発信を行い、パラリンピックに向けた国民の機運を醸成するとともに、障害者施策の意義について更なる理解の促進を図る。

あわせて、障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に対する国民の理解を深め、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進する。

知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害など、より一層の国民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図る。

一般国民における、障害者が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図る。また、障害者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等について、関連する事業者等の協力の下、国民に対する情報提供を行い、その普及及び理解の促進を図る。

児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進する。

②理解促進等に当たり配慮する事項

障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。その際、効果的な情報提供や、国民の意見の反映に努めるとともに、障害当事者以外に対する訴求も重要であることに留意する。

また、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図るとともに、特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害者も含む多様な主体による障害者のための取組を促進するため、必要な活動環境の整備を図る。

国内外の取組等に関する調査研究や先進的な事例の紹介等に努める。その際、障害に係る訳語の統一を図ることが分かりやすさや比較の便宜に資することに留意する。

また、障害者基本法に定められた障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事を中心に、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する。

障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるた

めの活動を一層促進するとともに、小中学校等の特別活動等における、障害者に対する理解と認識を深めるための指導を推進する。

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

(略)

おわりに ～障害者権利条約が目指す社会の実現に向けた今後の長期的課題～

本基本計画は、障害者権利条約が目指す社会の実現に向けた強力なエンジンの機能を果たすことが期待されており、その機能を最大限に発揮するためには、障害者施策を総合的かつ効果的に実施するに当たっての課題となっている事項を一つひとつ解消していくことが求められる。

しかしながら、こうした課題の中には、短期的な取組により解消できるものもあれば、長期的な対応が求められるものもある。とりわけ、後者については、必ずしも本基本計画の計画期間に拘泥されることなく、長期的な視野の下で対応していく必要がある。こうした今後の長期的課題としては、次のようなものが挙げられる。

- ・社会環境の変化と未来予測を踏まえた具体的な指標の設定が求められる。その際、SDGsに係る指標との整合性も考慮する必要がある。
- ・三権分立に留意しつつ、合理的配慮の提供やそれを的確に行うための環境の整備を含め、立法府及び司法府から必要な協力を得られるよう努めることが求められる。
- ・必要に応じ、国際比較を通じて得られた知見に基づいて施策の検討を進めていくことが求められる。その際、訳語の統一を図ることが分かりやすさや比較の便宜に資することに留意する必要がある。

(別表) 障害者基本計画関連成果目標

(略)

(以上)

障害者基本計画(第4次) 本文案

平成 29 年 7 月 21 日

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 安全・安心な生活環境の整備

【基本的考え方】

障害者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進する。

(1) 住宅の確保

- 公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進する。また、障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組が地方において行われるよう、福祉部局と住宅部局が連携して障害者に対する取組を進めていくよう地方公共団体に対して周知・情報提供を行っていく。1-(1)-1
- 民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、障害者等の住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等を内容とする新たなセーフティネット制度を創設し、住宅の改修、入居者負担の軽減等や居住支援協議会等の居住支援活動等への支援を実施することにより、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進する。1-(1)-2
- 障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行う。1-(1)-3
- 障害者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図る。また、地域で生活する障害者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図る。こうした取組と合わせて、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進める。1-(1)-4
- 障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。1-(1)-5

(2) 移動しやすい環境の整備等

- 駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入、障害者の利用に配慮した車両の整備のより一層の促進等とあわせて、人的な対応の充実を図ること
で、公共交通機関のバリアフリー化を推進する。1-(2)-1
- 公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進する。1-(2)-2
- 交通事業者等における障害者に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等を促進する。1-(2)-3
- 障害者に対し個別的な輸送を提供するため、支援制度の活用等により福祉タクシー車両等によるスペシャル・トランスポート・サービス（STS）の普及促進を図る。1-(2)-4

(3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進

- バリアフリー法に基づき、不特定多数の者や、主として高齢者、障害者が利用する一定の建築物の新築時等における建築物移動等円滑化基準への現行の適合義務に加え、地方公共団体による同法に基づく条例において義務付けの対象となる建築物の追加、規模の引下げ等、地域の実情を踏まえた取組を促すことによりバリアフリー化を促進する。
1-(3)-1
- 窓口業務を行う官署が入居する官庁施設については、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などによる整備を推進する。1-(3)-2
- 都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進める。また、身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。1-(3)-3
- 日常生活製品等のユニバーサルデザイン化に関し、障害者の利用に配慮した製品、設備等の普及のニーズがある場合、高齢者・障害者配慮設計等に関する標準化を推進する。
1-(3)-4

(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

- バリアフリー法及び関連施策の在り方について、高齢者、障害者等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携の強化及びハード・ソフト一体となった取組の推進という3つの視点に留意して必要な見直しを行う。1-(4)-1
- 福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する。1-(4)-2
- バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路）において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の

改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を推進する。1-(4)-3

- バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行うPICS（歩行者等支援情報通信システム）等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進する。1-(4)-4
- 障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進する。1-(4)-5
- 市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度 30 km/h の区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図る。1-(4)-6
- 高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外をストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進を図るため、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、移動に資するデータのオープンデータ化等により民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境づくりを推進する。1-(4)-7
- 上記のほか、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）に位置付けられた施策について、具体的取組を実施する。1-(4)-8

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【基本的考え方】

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。

(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

- 障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進する。2-(1)-1
- 研究開発やニーズ、情報通信技術の発展等を踏まえつつ、情報アクセシビリティの確保及び向上を促すよう、適切な標準化（日本工業規格等）を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。また、各府省における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。2-(1)-2
- 国立研究機関等において障害者の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進する。2-(1)-3
- 障害者に対するIT（情報通信技術）相談等を実施する障害者ITサポートセンターの設置の促進等により、障害者の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図る。2-(1)-4
- 聴覚に障害のある人が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制を構築する。2-(1)-5

(2) 情報提供の充実等

- 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づく放送事業者への制作費助成、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に基づく取組等の実施・強化により、字幕放送（CM番組を含む。）、解説放送、手話放送等の普及を通じた障害者の円滑な放送の利用を図る。2-(2)-1
- 聴覚障害者に対して、字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、相談等を行う聴覚障害者情報提供施設について、情報通信技術（ICT）の発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その整備を促進する。2-(2)-2
- 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づく助成等により、民間事業者が行うサービスの提供や技術の研究開発

を促進し、障害によって利用が困難なテレビや電話等の通信・放送サービスへのアクセスの改善を図る。2-(2)-3

- 電子出版は、視覚障害や学習障害等により紙の出版物の読書に困難を抱える障害者の出版物の利用の拡大に資すると期待されることから、関係者の理解を得ながら、アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組を進めるとともに、教育における活用を図る。2-(2)-4
- 心身障害者用低料第三種郵便については、障害者の社会参加に資する観点から、利用の実態等を踏まえながら、引き続き検討する。2-(2)-5

(3) 意思疎通支援の充実

- 障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。2-(3)-1
- 情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、支援機器の開発の促進を図る。2-(3)-2
- 意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進を図る。2-(3)-3

(4) 行政情報のアクセシビリティの向上

- 各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。2-(4)-1
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。2-(4)-2
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。2-(4)-3
- 各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努める。2-(4)-4

3. 防災、防犯等の推進

【基本的考え方】

障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進する。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進する。

(1) 防災対策の推進

- 障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進する。3-(1)-1
- 自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、砂防堰堤等の施設整備等及び危険な区域の明示等のハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進する。3-(1)-2
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。3-(1)-3 [再掲]
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、地方公共団体における必要な体制整備を支援する。3-(1)-4
- 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害者が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制の整備を支援する。3-(1)-5
- 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組む。3-(1)-6
- 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、全国の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの導入を推進する。3-(1)-7
- 水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進する。3-(1)-8
- 障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法、消防法の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。3-(1)-9 [再掲]

(2) 復興の推進

- それぞれの地域の復興施策の企画・立案及び実施における、障害者やその家族等の参画を促進し、地域全体のまちづくりを推進するため、事例集の作成・公表などの情報提供を行う。3-(2)-1
- 障害者の被災地での生活の継続、被災地への帰還を支援するため、被災地の障害福祉サービス事業者に対する支援を実施し、被災地における安定的な障害福祉サービスの提供を図る。3-(2)-2
- 住み慣れた生活環境から離れて避難生活を行っている障害者に対する、心のケア、見守り活動、相談活動等の取組の充実を図る。3-(2)-3
- 被災地における雇用情勢を踏まえ、産業政策と一体となった雇用の創出、求人と求職のミスマッチの解消を図り、障害者の就職支援を推進する。3-(2)-4

(3) 防犯対策の推進

- ファックスやEメール等による緊急通報について、その利用促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・的確な対応を行う。3-(3)-1
- 警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組むとともに、障害者のコミュニケーションを支援するため、手話を行うことのできる警察官等の交番等への配置、コミュニケーション支援ボードの活用等を図る。3-(3)-2
- 警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努める。3-(3)-3
- 平成28年7月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障害者が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図る。3-(3)-4

(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- 消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、必要な情報提供を行うとともに、障害者及び障害者に対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、障害者等に対する消費者教育を推進する。3-(4)-1
- 障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携により、障害者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の設置を促進する。3-(4)-2
- 地方公共団体における、消費生活センター等におけるファックスやEメール等での消費者相談の受付や、相談員等の障害者理解のための研修の実施等の取組を促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図る。3-(4)-3
- 被害を受けた障害者の被害回復に係る法制度の利用の促進のため、日本司法支援センター（法テラス）の各種業務及びこれを遂行する体制の一層の充実に努める。3-(4)-4

- 常勤弁護士を始めとする法テラスの契約弁護士が、福祉機関等との連携・協力体制を密にすることにより、障害者などの社会的弱者の振込め詐欺の被害や悪質商法による消費者被害の早期発見・被害回復に努める。3-(4)-5

(以上)

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【基本的考え方】

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や国民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図る。

また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害者の権利擁護のための取組を着実に推進する。

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

- 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組む。4-(1)-1
- 障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。4-(1)-2
- 当事者等により実施される障害者の権利擁護のための取組を支援する。4-(1)-3
- 障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図る。4-(1)-4
- 知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う。4-(1)-5
- 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）については、成年後見制度利用促進法及び成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、今後、検討を加え、必要な見直しを行う。4-(1)-6

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な対応を行う。4-(2)-1
- 障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進める。その際、各施策分野の特性を踏まえつつ、当該施策分野における環境の整備に係る具体的な考え方等を指針等において具体化するなど、施策の円滑な実施に配慮する。4-(2)-2

- 地域における障害を理由とする差別の解消を推進するため、都道府県とも連携しつつ、地方公共団体における対応要領の策定及び障害者差別解消支援地域協議会の組織の促進に向けた取組を行う。4-(2)-3
- 障害者差別解消法の意義や趣旨について幅広い国民の理解を深めるため、内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体等の多様な主体との連携により、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開する。4-(2)-4
- 都道府県労働局及びハローワークにおいて、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談・通報等があった場合は、必要に応じて指導等を行うとともに、当事者からの求めに応じ、第三者による調停等の紛争解決援助を行う。4-(2)-5
- 障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図る。
[再掲] 4-(2)-6
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者の社会復帰の促進を図るため、同法対象者に対する差別の解消を進める。4-(2)-7

※ 本基本計画においては、障害者に対する合理的配慮の提供や環境の整備等に関する取組については、原則として各分野において掲載している（例えば、行政サービス等の分野における配慮等は7に、教育分野における配慮等は9に掲載。）。

7. 行政等における配慮の充実

【基本的考え方】

障害者とその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行う。また、行政機関の窓口等における障害者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努める。さらに、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨も踏まえ、技術の進展、社会情勢の変化等の必要に応じた不断の見直しを行う。

(1) 司法手続等における配慮等

- 被疑者あるいは被告人となった障害者とその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害者の意思疎通等に関して適切な配慮を行う。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害者に対する理解を深めるため必要な研修を実施する。7-(1)-1
- 知的障害等によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画や心理・福祉関係者の助言等の取組を継続するとともに、更なる検討を行う。7-(1)-2
- 矯正施設に入所する障害者に対して、社会復帰支援のためのプログラムの提供を促進するとともに、これらの施設の職員に対して必要な研修を実施する。7-(1)-3
- 矯正施設に入所する累犯障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センターにおいて、保護観察所等の関係機関と連携の下、矯正施設に入所する累犯障害者等が出所等後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行う。7-(1)-4
- 弁護士、弁護士会、日本弁護士連合会、日本司法支援センター（法テラス）等の連携の下、罪を犯した知的障害者等の社会復帰の障害となり得る法的紛争の解決等に必要な支援を行うなど、再犯防止の観点からの社会復帰支援の充実を図る。7-(1)-5

(2) 選挙等における配慮等

- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。7-(2)-1
- 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進する。7-(2)-2
- 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努める。7-(2)-3

(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

- 各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を着実に進める。7-(3)-1
- 行政機関の職員等に対する障害者に関する理解を促進するため、より一層の理解の促進が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害の特性、求められる配慮等を含めて必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図る。7-(3)-2
- 各府省における行政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進するなど、アクセシビリティに配慮した情報提供に努める。7-(3)-

3

(4) 国家資格に関する配慮等

- 各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないよう、試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮を提供するとともに、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨も踏まえ、技術の進展、社会情勢の変化等の必要に応じた不断の見直しを行う。

7-(4)-1

(以上)

障害者基本計画(第4次) 本文案

平成29年8月7日

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

【基本的考え方】

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する。

また、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援する。

(1) 総合的な就労支援

- 福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施する。8-(1)-1
- ハローワークにおいて、障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場適応指導等を実施する。8-(1)-2
- 障害者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進等の取組を通じて、事業主の障害者雇用への理解の促進を図る。8-(1)-3
- 障害者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障害者を雇用する企業に対する支援を行う。あわせて、障害者雇用に関するノウハウの提供等に努める。8-(1)-4
- 地域障害者職業センターにおいて、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを行うとともに、事業主に対して雇用管理に関する助言等の支援を行う。また、障害者の職場への適応を促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）による直接的・専門的な支援を行うとともに、地域の就労支援機関等に対し、職業リハビリテーションサービスに関する技術的な助言・援助等を行い、地域における障害者の就労支援の担い手の育成と専門性の向上を図る。8-(1)-5
- 障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である障害者就業・生活支援センターの設置の促進・機能の充実を図り、障害者に対し就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施する。また、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を実施する。8-(1)-6

- 障害者職業能力開発校における障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において障害者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。また、障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や国民の理解を高めるための啓発に努める。8-(1)-7
- 就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図る。8-(1)-8

(2) 経済的自立の支援

- 障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置を運用し、経済的自立を支援する。また、受給資格を有する障害者が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組む。さらに、年金生活者支援給付金制度の着実な実施により所得保障の充実を図るとともに、障害者の実態把握に係る調査を引き続き実施していく中で、所得状況の把握についてはその改善を検討する。8-(2)-1
- 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）に基づき、同法にいう特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。8-(2)-2
- 障害者による国や政府関係法人が所有・管理する施設の利用等に当たり、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講ずる。8-(2)-3

(3) 障害者雇用の促進

- 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障害者雇用の促進を図る。平成 25（2013）年の障害者雇用促進法の改正により、精神障害者の雇用が義務化（平成 30（2018）年 4 月施行）されたことも踏まえ、精神障害者の雇用の促進のための取組を充実させる。8-(3)-1
- 障害者雇用ゼロ企業をはじめ、法定雇用率を達成していない民間企業については、公共職業安定所（ハローワーク）による指導などを通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進める。また、国の機関や地方公共団体等に対しては、民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、適切に指導等を行う。8-(3)-2
- 特例子会社制度等を活用し、引き続き、障害者の職域の拡大及び職場環境の整備を図るとともに、いわゆるダブルカウント制度等により、引き続き、重度障害者の雇用の拡大を図る。8-(3)-3
- 一般企業等への就職につなげることを目的として、各府省において知的障害者等を非常勤職員として雇用し、1 から 3 年の業務を経験するチャレンジ雇用を実施する。8-(3)-4
- 都道府県労働局において、使用者による障害者虐待の防止など労働者である障害者の適切な権利保護のため、個別の相談等への丁寧な対応を行うとともに、関係法令の遵守に向けた指導等を行う。8-(3)-5

- 都道府県労働局及びハローワークにおいて、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談・通報等があった場合は、必要に応じて指導等を行うとともに、当事者からの求めに応じ、第三者による調停等の紛争解決援助を行う。
[再掲] 8-(3)-6

(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- 精神障害、発達障害等の特性に応じた支援の充実・強化を図る。また、採用後に障害を有することとなった者についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を講じる。8-(4)-1
- 職場内で精神・発達障害のある同僚を温かく見守る精神・発達障害者しごとサポーターの養成講座を開催するなどにより精神障害に関する事業主等の理解を一層促進するとともに、精神・発達障害者の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用拡大と定着促進を図る。精神障害者に対する就労支援に当たっては、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、「医療」から「雇用」への流れを一層促進する。また、ハローワーク等において発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援の強化を図る。8-(4)-2
- 短時間労働や在宅就業、自営業など障害者が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、情報通信技術（ICT）を活用したテレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所にとらわれない働き方を推進する。8-(4)-3
- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進する。8-(4)-4
- 障害者の就労訓練及び雇用を目的とした福祉農園の整備を推進する（「農」と福祉の連携プロジェクト）。8-(4)-5
- 農業に取り組む障害者就労施設等に対する情報提供、6次産業化支援等を通じて、農業分野での障害者の就労支援を推進する。8-(4)-6

(5) 福祉的就労の底上げ

- 事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組を推進するなど、就労継続支援A型も含めた福祉的就労の底上げを図るとともに、その在り方を検討する。8-(5)-1
- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進する。[再掲] 8-(5)-2

障害者基本計画(第4次) 本文案

平成29年6月23日

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

9. 教育の振興

【基本的考え方】

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。また、高等教育における障害学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努める。さらに、障害者が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障害者が学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障害の特性等を踏まえた教育を受けられるように取り組む。

(1) インクルーシブ教育システムの推進

- 障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けられるような条件整備に努めるとともに、自立と社会参加を見据えて、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた教育が提供されるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備を推進する。9-(1)-1
- 平成29年3月の義務標準法の改正により、小・中学校における通級指導担当教員に係る定数が基礎定数化されたことや、高等学校においても通級による指導が行えるようになったことを踏まえ、通級による指導がより一層普及するよう努める。9-(1)-2
- 障害のある児童生徒の就学先決定に当たっては、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とすること、また、発達の種類や適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、引き続き、関係者への周知を行う。9-(1)-3
- 障害のある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを引き続き周知する。9-(1)-4
- 校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家及び特別支援教育支援員の活用を図ることで、学校が組織として、障害のある児童生徒の多

様なニーズに応じた支援を提供できるよう促す。9-(1)-5

- 発達障害などを早期に発見し適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、就学時健診の結果等を踏まえ、早期からの教育相談・支援体制の充実を図る。9-(1)-6
- 障害者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画の策定・活用を促進する。9-(1)-7
- 障害のある児童生徒の後期中等教育への就学を促進するため、個別のニーズに応じた入学試験における配慮の充実を図る。9-(1)-8
- 福祉、労働等との連携の下、障害のある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図る。9-(1)-9

(2) 教育環境の整備

- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率の向上など、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上に努めるとともに、全ての教員を対象とした特別支援教育に対する理解を深める取組を推進する。9-(2)-1
- 特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能充実と相まって、通常の学校における特別支援教育の体制整備の促進に努める。9-(2)-2
- 情報通信技術（ICT）の発展等も踏まえつつ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教科書をはじめとする教材や支援機器の活用を促進する。9-(2)-3
- 学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を推進する。9-(2)-4

(3) 高等教育における障害学生支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。9-(3)-1
- 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。9-(3)-2
- 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。9-(3)-3
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。9-(3)-4
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大

学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。9-(3)-5

○ 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。9-(3)-6

○ 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。

9-(3)-7

(4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

○ 障害者の生きがいがいづくりや社会参加に向け、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。9-(4)-1

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

【基本的考え方】

全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与する。また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図る。さらに、地域における障害者スポーツの一層の普及に努めるとともに、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。

(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

- 特別支援学校において、一流の文化芸術活動団体による実演芸術の公演や、芸術家を派遣し、特別支援学校の子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供するとともに、小・中学校等の子供たちに、障害のある芸術家等を派遣し、文化芸術活動の機会の充実を図る。10-(1)-1
- 障害者が地域において文化芸術活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組む。特に、障害者の文化芸術活動に対する支援や、障害者の芸術作品の展示等の推進を図る。10-(1)-2
- 国立博物館、国立美術館、国立劇場等における文化芸術活動の公演、展示等において、字幕や音声案内サービスの提供等、障害者のニーズに応じた工夫・配慮が提供されるよう努める。10-(1)-3
- 全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与するため、障害者芸術・文化祭を開催し、障害者の文化芸術活動の普及を図る。また、民間団体等が行う文化芸術活動等に関する取組を支援する。10-(1)-4
- 文化芸術振興費補助金において、聴覚に障害を持つ方々のためのバリアフリー字幕及び視覚に障害を持つ方々のための音声ガイド制作支援を行うことにより、我が国の映像芸術の普及・振興を図る。10-(1)-5
- レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。10-(1)-6

(2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

- 障害者が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成等の取組を行い、障害の有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組む。10-(2)-1
- 全国障害者スポーツ大会の開催を通じて障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援する。特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツの振興に取り組む。10-(2)-2

- パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックス等への参加の支援等、スポーツ等における障害者の国内外の交流を支援するとともに、パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。10-(2)-3
- 2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催することにより、2020年東京大会のレガシーとして地域の共生社会の拠点づくりを推進する。10-(2)-4

11. 国際協力の推進

【基本的考え方】

障害者権利条約の締約国として、障害者権利委員会による審査等に誠実に対応するとともに、障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取組に積極的に参加する。また、開発協力の実施に当たっては、障害者を含む社会的弱者に特に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた我が国の理念が国際社会において主流化するよう取り組む。さらに、文化芸術活動やスポーツ等の分野を含め、障害者の国際交流等を推進する。

(1) 国際社会に向けた情報発信の推進等

- 我が国の障害者施策について、国連や地域の国際機関等、国際的な非政府機関における障害者のための取組への積極的な参加や、障害者権利委員会による審査等への誠実な対応も含めて、その特徴や先進性に留意しつつ、対外的な情報発信を推進する。

11-(1)-1

- 障害者権利委員会を始めとする国際機関や外国政府等の障害者施策に関わる情報の収集及び提供に努める。11-(1)-2

(2) 国際的枠組みとの連携の推進

- 障害者施策は国際的な協調の下に行われることが必要であり、国連や地域の国際機関等、国際的な非政府機関における障害者のための取組に積極的に参加するほか、障害者権利条約の締約国として、障害者権利委員会による審査等に誠実に対応する。11-(2)-1

- 平成 25(2013)年から 10 年間の「アジア太平洋障害者の十年(2013～2022)」について、アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）事務局や他加盟国と十分に連携しながら、域内の障害分野における国際協力に積極的に取り組む。11-(2)-2

(3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等

- 「開発協力大綱」（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）に基づき、開発協力の実施に当たっては、相手国の実情やニーズを踏まえるとともに、障害者を含む社会的弱者に特に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた努力を行い、相手国においてもこうした我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層推進する。11-(3)-1

- 開発途上国において障害分野における活動に携わる組織・人材の能力向上を図るため、独立行政法人国際協力機構（J I C A）を通じた研修員の受入れや専門家の派遣等の協力を行う。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力等を通じて、各障害分野における活動を行う現地の NGO 等に対する支援を行う。11-(3)-2

- 障害分野における国際協力の実施に当たっては、支援の提供と受入れの両面における障害者の参画を得るよう努める。11-(3)-3

(4) 障害者の国際交流等の推進

- 障害者団体等による国際交流や障害分野において社会活動の中核を担う青年リーダーの育成を支援するとともに、途上国における障害者関連事業に携わる我が国の NGO に対して支援を行う。11-(4)-1
- 文化芸術活動、スポーツ等の分野における障害者の国際的な交流を支援する。また、スポーツ外交推進の観点から、「スポーツ外交推進事業」を通じて、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい、スポーツ器材輸送支援を推進する中で、障がい者スポーツに関しても選手及び関係者の招へいを実施する。11-(4)-2

(以上)

資料 1

(別表)

障害者基本計画 関連成果目標

平成 29 年 7 月 21 日

1. 安全・安心な生活環境の整備

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値 (直近の値)	目標値
住宅の確保	障害者が地域で安全に安心して暮らせる住環境の整備状況	障害者等の住宅確保要支援者向け住宅の登録戸数	— (注) 現時点では根拠法が未施行	17.5 万戸 (平成 32 年度)
	障害者が地域で安全に安心して暮らすための支援の実施状況	共同生活援助のサービス見込量	10.8 万人 (平成 29 年 2 月)	(各地方公共団体が障害福祉計画において定めるサービス見込量を踏まえ今後検討)
	障害者が地域で安全に安心して暮らすための支援体制の整備状況	地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備している市町村又は障害福祉圏域の数	20 市町村 2 圏域 (平成 28 年 9 月)	全ての地域 (平成 32 年度) (注) 各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも一つ整備
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する地方公共団体の数	— (注) 今年度から開始された新事業のため、現時点では現状値を算出不可	前年度比増 (～平成 34 年度)
		居住支援協議会を自ら設立し、又はこれに参画する市区町村の割合	40% (平成 29 年 3 月)	80% (平成 32 年度)

移動しやすい環境の整備等	旅客施設のバリアフリー化の進捗状況	一定の旅客施設のバリアフリー化率 ^(※1)	段差解消：86.1% (平成27年度)	約100% (平成32年度)
			視覚障害者誘導用ブロックの整備：93.6% (平成27年度)	約100% (平成32年度)
			障害者対応型便所の設置：83.0% (平成27年度)	約100% (平成32年度)
	車両等のバリアフリー化の進捗状況	車両等のバリアフリー化率 ^(※2)	鉄軌道車両のバリアフリー化率：65.2% (平成27年度)	約70% (平成32年度)
			バス車両(基準の適用除外の認定を受けた車両を除く)のうち、ノンステップバスの導入率：50.1% (平成27年度)	約70% (平成32年度)
			適用除外認定を受けたバス車両のうち、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率：5.9% (平成27年度)	約25% (平成32年度)
			タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数:15,026台 (平成27年度)	約28,000台 (平成32年度)

			旅客船のバリアフリー化率： 36.6% (平成27年度)	約50% (平成32年度)
			航空機のバリアフリー化率： 96.3% (平成27年度)	約90% (平成32年度)
アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	不特定多数が利用する施設等のバリアフリー化の進捗状況	不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 ^(※3) 都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率	56% (平成27年度)	60% (平成32年度)
			園路及び広場：約49% (平成27年度)	約60% (平成32年度)
			駐車場：約46% (平成27年度)	約60% (平成32年度)
			便所：約35% (平成27年度)	約45% (平成32年度)
障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	障害者に配慮した道路の整備状況 障害者に配慮した交通安全施設等の整備状況	特定道路におけるバリアフリー化率 主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率 生活道路におけるハンプの設置等による死傷事故抑止率	88% (平成28年度) 99.5% (平成28年度) —	100% (平成32年度) 100% (平成32年度) 平成26年比約3割抑止 (平成32年)

(※1) 1日当たりの平均的な利用客数が3,000人以上である全ての旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合

(※2) 車両等のうち、バリアフリー化が公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合等

(※3) 床面積 2000 m²以上の特別特定建築物(病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物)の総ストック数
のうち、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するものの割合

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値 (直近の値)	目標値
情報通信における情報アクセシビリティの向上	障害者に配慮した情報通信の充実に向けた支援の進捗状況	「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業終了後3年以上経過した案件の事業化率	40% (平成25年度)	前年度比同水準 (～平成34年度)
	意思疎通支援に資する機器の実用化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計) (注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	27件 (平成28年度)	84件 (平成30年度)
情報提供の充実等	障害者に配慮した放送番組の普及状況	対象の放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	NHK総合：93.8% (平成27年度)	(放送事業者、視聴者各層の意見を踏まえ今後検討)
		合	在京キー5局平均：99.0% (平成27年度)	
		対象の放送番組の放送時間に占める解説放送時間の割合	NHK総合：11.8% (平成27年度)	(放送事業者、視聴者各層の意見を踏まえ今後検討)
		合	NHK教育：17.0% (平成27年度)	
			在京キー5局平均：8.4% (平成27年度)	

	障害者に配慮した通信・放送サービスの普及に向けた支援の進捗状況	「身体障害者向け通信・放送業務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率	92.6% (平成26年度)	前年度比同水準 (～平成34年度)
	地域において障害者向けに情報提供を行う拠点の整備状況	聴覚障害者情報提供施設を設置している都道府県数	45 都道府県 (平成28年度)	47 都道府県 (平成30年度)
意思疎通支援の充実	意思疎通支援に資する機器の実用化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計) [再掲] (注) 助成から製品化まで数年間を要するものが多い	27 件 (平成28年度)	84 件 (平成30年度)
行政情報のアクセシビリティの向上	公的機関のウェブサイトにおける情報アクセシビリティの確保状況	公的機関のウェブサイトの情報バリアフリーに関するJIS規格への準拠率	— (注) 今年度から調査を行うため、現時点では現状値を算出不可	(今年度を実施する調査の結果や関係者の意見等を踏まえ今後検討)

3. 防災、防犯等の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値 (直近の値)	目標値
防災対策の推進	災害発生時も医療・福祉サービスの提供を可能とする環境の整備状況	要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率	約 39% (平成 28 年度)	約 41% (平成 32 年度)
	障害者の円滑な通報を可能とする環境の整備状況	聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等を用いて円滑に 119 番通報できるシステムを導入している消防本部の割合	18.6% (平成 29 年 5 月)	100% (平成 32 年度)
復興の推進	復興段階における障害者施策への関心の状況	「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」に掲載されている障害者施策のフォローアップ記事や新規事例記事の掲載件数	1 件 (平成 28 年度) (注) フォローアップ記事のみ	4 件 (平成 30～32 年度) (注) フォローアップ記事と新規事例記事の合計
消費者トラブルの防止及び被害からの救済	障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者を見守るための体制の整備状況	消費者安全確保地域協議会を設置している地方公共団体(人口 5 万人以上の市町)の数	21 市町 (平成 29 年 1 月)	人口 5 万人以上の全市町 (平成 31 年度)

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値（直近の値）	目標値
権利擁護の推進、虐待の防止	ピアサポートの実施状況	地域移行・地域生活支援事業（ピアサポートの活用に係る事業）を実施する地方公共団体の数	25 団体 (平成 27 年度)	前年度比増 (～平成 34 年度)
		精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 推進事業（ピアサポートの活用に係る事業）を実施する地方公共団体の数	— (注)今年度から開始された新事業のため、現時点では現状値を算出不可	前年度比増 (～平成 34 年度)
障害を理由とする差別の解消の推進	障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律の整備状況	障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合	中核市等 ^{※1} ：92.7% (平成 29 年 4 月)	100% (平成 34 年度)
			その他市町村 ^{※2} ：61.6% (平成 29 年 4 月)	100% (平成 34 年度)
	地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークの形成状況	障害者差別解消支援地域協議会を組織している地方公共団体の割合	中核市等 ^{※1} ：68.3% (平成 29 年 4 月)	100% (平成 34 年度)
			その他市町村 ^{※2} ：37.8% (平成 29 年 4 月)	70%以上 (平成 34 年度)

※1：中核市、特別区及び県庁所在地（政令指定都市を除く。）

※2：政令指定都市及び中核市等（※1）以外の市

7. 行政等における配慮の充実

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値（直近の値）	目標値
選挙等における配慮等	選挙における視覚障害者への配慮の状況	国政選挙において「選挙のお知らせ」の点字版及び音声版を配布する都道府県の数	47 都道府県 (平成 28 年度)	47 都道府県 (平成 34 年度)
	選挙における身体障害者への配慮の状況	国政選挙における投票所及び期日前投票所の段差解消等への対応状況	期日前投票所：99.5% (平成 28 年度) 投票所：99.8% (平成 28 年度)	100% (平成 34 年度) 100% (平成 34 年度)

資料 1

(別表)

障害者基本計画 関連成果目標

平成 29 年 8 月 7 日

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値 (直近の値)	目標値
総合的な就労支援	就労支援の実施状況	就労移行支援の利用者数	54.2 万人日分 (平成 27 年度)	(新たな障害福祉計画の状況も踏まえ今後検討)
		福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	— (注)今後把握予定のため、現時点では不掲載	(新たな障害福祉計画の状況も踏まえ今後検討)
	就労支援に向けた体制の整備状況	ジョブコーチの養成数	8613 人 (平成 28 年度)	(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の新たな中期計画の状況も踏まえ今後検討)
	就労支援を受けた障害者の就職状況	一般就労への年間移行者数	1.4 万人 (平成 27 年度)	(新たな障害福祉計画の状況も踏まえ今後検討)
		障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数	1.9 万人 (平成 28 年度)	2.4 万人 (平成 34 年度)
		障害者職業能力開発校の修了者における就職率	70.7% (平成 27 年度)	70% (平成 34 年度)
		障害者の委託訓練修了者における就職率	47.9% (平成 27 年度)	55% (平成 32 年度)

	就労支援を受けた障害者の職場定着状況	就労定着支援事業による支援の利用時点から1年後の職場定着率 (注) 障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労した者に占める割合	— (注) 来年度から開始される取組のため、現時点では現状値を算出不可	80%以上 (平成30～32年度)
		ジョブコーチによる支援の終了後の職場定着率	87.1% (平成28年度)	(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の新たな中期計画の状況も踏まえ今後検討)
		障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害者の就職者の職場定着率	71.5% (平成28年度)	75.0% (平成34年度)
		障害者が多様な働き方を選べる環境の整備状況	7.7% (平成28年度)	平成28年度比倍増(15.4%) (平成32年)
		民間企業における障害者雇用の状況	47.4万人 (平成28年6月) (注) 50人以上規模の会社	58.5万人 (平成34年度)
障害者雇用の促進	民間企業における障害者雇用の状況	障害者雇用率を達成する公的機関の数	2,345機関(2,655機関中) (平成28年度)	全ての公的機関 (平成34年度)
		公共職業安定所における職業紹介の状況	41.4万件 (平成24～28年度の累計)	53.3万人 (平成30～34年度の累計)

障害特性に応じた就業の 支援及び多様な就業の 機会の確保	精神障害者に対する就業 支援の状況	精神障害者総合雇用支援の 利用者の復職率	35.1% (平成 28 年度)	(独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構の新た な中期計画の状況も踏まえ 今後検討)
	農業分野における障害者 の就労支援に向けた取組 状況	農福連携による障害者の就 農促進プロジェクトを実施 する都道府県の数	28 府県 (平成 28 年度)	全都道府県 (平成 30 年度)
	障害者就労施設等の受注 機会の確保に向けた取組 状況	障害者就労施設等が提供す る物品・サービスの優先購入 (調達)の実績額	157 億円 (平成 27 年度)	前年度比増 (～平成 34 年度)
福祉的就労の底上げ	就労継続支援 B 型事業所 から得られる収入の状況	就労継続支援 B 型事業所の 月額平均工賃額	15,033 円 (平成 27 年度)	(新たな障害福祉計画の状 況も踏まえ今後検討)
	障害者就労施設等の受注 機会の確保に向けた取組 状況	障害者就労施設等が提供す る物品・サービスの優先購入 (調達)の実績額 [再掲]	157 億円 (平成 27 年度)	前年度比増 (～平成 34 年度)

資料 1

(別表)

障害者基本計画 関連成果目標

平成 29 年 6 月 23 日

9. 教育の振興

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値 (直近の値)	目標値
インクルーシブ教育システムの推進	通級による指導の普及状況	通級による指導を受けている児童生徒数 ※公立小・中合計 (平成 29 年度から高等学校を追加予定)	98,311 人 (平成 28 年度)	前年度比増 (～平成 34 年度)
	特別支援教育の推進に向けた体制の整備状況	特別支援教育に関する校内委員会の設置率 ※対象：公立幼・小・中・高等	99.4% (平成 27 年度)	100% (平成 34 年度)
		特別支援教育コーディネーターの指名率 ※対象：公立幼・小・中・高等	99.4% (平成 28 年度)	100% (平成 34 年度)
	一人一人の障害の状況や教育的ニーズ等に応じた切れ目のない支援の提供の状況	特別支援教育に関する個別の教育支援計画の作成率 ※対象：公立幼・小・中・高等	89.0% (平成 28 年度)	前年度比増 (～平成 34 年度)
教育環境の整備	特別支援学校教員の専門性の向上	特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率 ※対象：国公立特別支援学校	75.8% (平成 28 年度)	おおむね 100% (平成 32 年度)

	特別支援学校のセンター的機能の発揮状況	センター的機能を主として担当する分掌・組織(例:「地域支援部」等)を設けている割合 ※対象:公立特別支援学校	93.1% (平成27年度)	100% (平成34年度)
高等教育における障害学生支援の推進	障害学生に対する合理的配慮の提供等の状況	障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合	80% (平成28年度)	おおむね100% (平成34年度)
		障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合	69% (平成28年度)	おおむね100% (平成34年度)
		障害学生支援に関する規程等、または障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	36% (平成28年度)	100% (平成34年度)
	障害学生の支援等に関する体制の整備状況	紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置している大学等の割合	38% (平成28年度)	100% (平成34年度)
		ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	34% (平成28年度)	100% (平成34年度)

	障害学生への就職指導の状況	障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	21% (平成 28 年度)	おおむね 100% (平成 34 年度)
		障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	23% (平成 28 年度)	おおむね 100% (平成 34 年度)
	大学等の入試における障害学生への配慮に関する情報公開の状況	入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の数	932 校 (平成 28 年度)	前年度比増 (～平成 34 年度)

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値 (直近の値)	目標値
文化芸術活動の充実に 向けた社会環境の整備	障害者の文化芸術活動に 対する支援の状況 特別支援学校等の子供た ちに対する優れた文化芸 術の鑑賞・体験機会の提 供状況	障害者芸術文化活動普及支 援事業の採択団体数 子供たちが優れた舞台芸術 を鑑賞・体験することにより 「豊かな心や感性、創造性を 育むことができた」と回答し た開催校の割合	10 団体 (平成 28 年度) 89.4% (平成 27 年度)	47 団体 (平成 31 年度) 90% (平成 34 年度)
スポーツに親しめる環 境の整備	地域における障害者スポ ーツの普及状況	障害者の週 1 回以上のスポ ーツ実施率	成人：19.2% (平成 27 年度) 若年層：31.5% ※7～19 歳 (平成 27 年度)	成人：40%程度 (平成 33 年度) 若年層：50%程度 (平成 33 年度)
競技スポーツに係る取 組の推進	障害者スポーツの指導者 の養成状況 アスリートの育成強化の 状況	障害者スポーツの指導者数 パラリンピック競技大会に おける金メダル数	2.2 万人 (平成 27 年度) 0 個 (平成 28 年度)	3 万人 (平成 33 年度) 過去最高の金メダル数 (平成 32 年度) ※夏季大会：17 個以上

11. 国際協力の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値 (直近の値)	目標値
政府開発援助を通じた 国際協力の推進等	国際協力の担い手の育成 状況	障害者を対象とした J I C A の取組における研修員の 受入れ数	125 人 (平成 28 年度)	前年度比同水準 (～平成 34 年度)
	国際協力の担い手の活動 状況	障害者を対象とした J I C A の取組における専門家の 派遣数	11 人 (平成 28 年度)	前年度比同水準 (～平成 34 年度)
		障害者を対象とした J I C A の取組における J I C A ボランティアの数	122 人 (平成 28 年度)	前年度比同水準 (～平成 34 年度)
	障害者に関する技術協力 の実施状況	J I C A を通じた障害者を 対象とする技術協力プロジ ェクト事業の件数	8 件 (平成 28 年度)	前年度比同水準 (～平成 34 年度)
障害者の国際交流等の 推進	国際交流等を担う民間団 体等への支援の状況	日本 N G O 連携無償資金協 力を通じた事業の採択件数	7 件 (平成 28 年度)	7 件 (～平成 34 年度)